

シルバー人材センターは

健康で働く意欲のある、原則60歳以上で高年齢の退職者等に対し、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務にかかる就業」の範囲内で、発注者から依頼された業務内容について、請負、委任又は派遣により、高齢者の会員へ就業の機会を提供する「会員主体」の組織です。

◎事業の性格

☆地域社会の発展に寄与することを目的として運営する高齢者の自主的団体であり、公益的な団体ですが行政機関とは異なります。

○基本的性格

請負・委任による就業では、発注者から業務を受注したセンターが業務可能な会員を探し就業していただきます。なお、センターと会員間では、雇用関係の成立を目的としていません（労災保険、健康保険の適用はありません）。

ただし、派遣の場合は、香川県シルバー人材センター連合会と雇用関係が生じます（労災保険の適用は受けませんが、健康保険の適用はありません）。

○公共的・公益的性格

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された公益社団法人であり、豊富な知識・経験・技能を持つシルバー世代が仕事や社会奉仕活動等を通じて、生きがいのある生活を送り、その能力を生かしていただけるよう、就業機会の拡大を図り、合わせて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

◎事業の理念

☆「**自主・自立、共働・共助**」という基本理念のもとに、高齢者の生きがい・働きがいを見つけていただく会員組織です。

「自主・自立、共働・共助」

- 1 地域の高齢者が、自主的にその生活している地域を単位に連携して、ともに働き、共に助け合っていくことを目指しています
- 2 高齢者の就業を促進することにより、高齢者自身の活動的な生活能力を

生み出すとともに、その家族や地域社会に活力を生み出し、ひいては地域社会の活性化につなげます

- 3 働く意欲と能力を持った高齢者であれば誰にでも参加の道を開き、自主的な組織参加と長年培った知識や経験、技能を発揮することにより、豊かで積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいの充実を図ろうとするものです

◎シルバー人材センターの業務

☆就業は、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務にかかる就業」を請負、委任又は派遣により、主としてグループ、ローテーションで行います。

「臨時的かつ短期的な就業」とは、生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、任意的な就業であって、連続的又は断続的なおおむね月10日程度以内の就業を指します。

「軽易な業務」とは、一定の業務のうち、1週間あたりの労働時間が平均的な労働時間に比して相当程度短い業務（1週間あたりの就業時間がおおむね20時間を超えないもの）を指します。

◎組織運営

高齢者の相互協力を基礎として、高齢者による自主的組織である「シルバー人材センター」を結成し、広く地域社会の理解と支持を得ながら、家庭、事業所、公共団体等から仕事を引き受け（請負、委任又は派遣）、事業主体として活動します。

組織の運営、仕事の開拓、受注等の事業運営はできる限り会員自らが創意工夫しながら実施するものであり、センターは会員主体の自主的な運営を基本原則としています。

会員は正に組織の一員であり、センターの運営は会員の総意によって行われることとなります。

1. 会 員

正会員 特別会員 賛助会員

2. 機 関

総会 理事会 事業委員会 安全就業委員会 広報委員会

3. 会員の組織化

○班組織（地域班・職群班等の会員の組織）

会員の自主的、自発的な活動を促し、さらには会員の参画意識や相互の連帯感を高めるために、地域班や職群班等による会員組織の結成。

○地域班・会員互助会の役割・活動

- ・センターからの連絡事項を会員に伝達するための文書、会報等の配布
- ・センターの役員や事務局と会員とのパイプ役
- ・会員相互の交流、親睦のための事業の企画、実施
- ・センターの普及啓発活動
- ・地域社会の仕事のニーズの把握及び開拓、開発のための活動
- ・ボランティア活動、各種催し、文化活動（サークル活動）等の企画実施

○職群班の役割

会員の就業は共に助け合いながら共に働く、グループ就業が基本です。

- ・グループ内の仕事の配分の調整
- ・仕事の手順、方針の徹底
- ・仕事の進捗状況の確認
- ・共働作業における会員間の連携
- ・共働・共助による就業の徹底
- ・安全、適正就業の徹底

◎シルバー人材センターの運営（主な収入）

会費（会員さんより年間 1,800円）

センター業務委託料・・・会員業務委託料の原則 15%（令和 8 年度）
国および市からの補助金

◎就業に伴う対価（会員業務委託料）・・・派遣事業の場合は時間単価

就労業務によって異なります。

算出単価 おおむね 1,036円から 1,650円・・・令和 8 年度

◎その他

労災保険、雇用保険、健康保険には加入しない。健康保険は各自で対応してください。ただし、派遣の場合は労災保険が適用となります。

○団体傷害保険、損害賠償保険は、シルバーで加入しています。

- ・就業中及び就業途上の事故により、本人が死亡、負傷し入院又は通院したときは保険金が支給されます。熱中症の場合は見舞金が支給されます。
- ・就業先で、損害を与えた場合（物損等）は、損害賠償保険（免責あり）の範囲内で賠償します。互助会加入者は免責のうち一部が補填されます。

ただし、自動車を運転中、交通事故により損害を与えた場合は賠償保険適用外となります。会員同士の事故・物損事故も適用外です。

◎就業（入会）を希望する方

○入会説明会に出席 （毎月 20 日頃 午後 2 時～ 本部会議室で開催）

- ・入会申込書兼会員票（顔写真添付）及びアンケートを提出

○正会員入会手続き（最初のお仕事が決まった時）…それまでは仮会員

- ・顔写真 1 枚（会員証に添付用） ※顔写真は証明写真以外も可
- ・就業承諾書等

- ・シルバー会費（1,800円）及び互助会会費（500円）を納付

- ・会員業務委託料の口座振込申込書

百十四銀行 または 香川県農協（派遣の場合は百十四銀行のみ）